

受理官庁 DE	ドイツ特許商標庁	附属書 C DE
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ドイツ	
国際出願の作成に用いることができる言語	ドイツ語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	ドイツ語；又はドイツ語及び英語	
願書の提出に用いることができる言語	ドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認めない	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 90	
国際出願手数料	EUR 1,305 (1,378) ⁴	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 15 (16) ⁴	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	EUR 196 (207) ⁴	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	EUR 294 (311) ⁴	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 20	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2022年5月19日付公示（PCT公報）132頁以降参照。
- 4 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

D E	ドイツ特許商標庁 (続き)	D E
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がドイツに居所，業務上の本拠地又は拠点を有している場合 要，出願人がドイツ居所，業務上の本拠地又は拠点を有していない場合	
誰が代理人として行為できるか？	代理人が要求される場合：受理官庁に対する手続において出願人を代理する権能を有する，ドイツの弁理士・弁護士又はドイツで設立された代理人事務所 ⁵ ；ドイツにおいて手続を行う資格又は一時的な業務を提供する資格を有しており，受理官庁に対する手続において出願人を代理する権能を有する，欧州連合加盟国・欧州経済領域協定締約国・スイスの弁理士又は弁護士（ドイツにおけるEU加盟国弁理士の活動に関する法律（EuPAG）及びドイツにおける欧州弁護士の活動に関する法律（EuRAG）を参照）。 代理人が要求されない場合：上述した者及びすべての自然人 ⁶	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ⁷	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人が次に該当しない時 －ドイツにおける実務が許可された弁理士又は弁護士である －一定の専門家としての活動が認められた，欧州連合加盟国・欧州経済領域協定の締約国・スイスの弁理士又は弁護士である（ドイツにおけるEU加盟国弁理士の活動に関する法律及びドイツにおける欧州弁護士の活動に関する法律を参照） 代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある場合 共通の代表者の場合	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ⁷	

[次頁に続く]

5 弁理士の名簿は，Chamber of Patent Attorneys（弁理士会），Postfach 260108，80058 München，Germanyから入手できる。弁護士の名簿は，Chamber of Attorneys-at-Law（弁護士会），Littenstrasse 9，10179 Berlin，Germanyから入手できる。

6 法律業務法（*Rechtsdienstleistungsgesetz - RDG*）の規定に従う。

7 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。

DE**ドイツ特許商標庁 (続き)****DE**

包括委任状の写しが要求される特別の
状況

代理人が次に該当しない時

- －ドイツにおける実務が許可された弁理士又は弁護士である
- －一定の専門家としての活動が認められた、欧州連合加盟国・
欧州経済領域協定の締約国・スイスの弁理士又は弁護士である
(ドイツにおけるEU加盟国弁理士の活動に関する法律及び
ドイツにおける欧州弁護士の活動に関する法律を参照)

代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある場合